

9月号



おお青色便り もり青色便り

No.0592

一般社団法人 大森青色申告会

平成26.9.1



【予約制】
3771-8859

10月1日（水）～10月17日（金）まで、帳簿の健康診断である記帳確認を申告会事務局で実施します。確定申告期になってあわてないためにも、必ずこの期間に記帳確認をお受けいただきますようご案内申し上げます。

記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」を帳簿にはらせていただきます。調査の際に微力ながらお役に立つと思います。

期 間	平成26年10月1日（水）～10月17日（金）（土日祝日は除く）
受 付 時 間	午前：9時～11時まで 午後：1時～3時30分まで
※ご相談のお時間はお一人おおむね30分程度 の予定です。	
会 場	大森青色申告会 事務所
持 物	帳簿（「やよいの青色申告」で記帳している方は、データでも可）

※特に以下の事項に当てはまる方は必ず記帳確認月間に越しください。

①消費税課税事業者の方

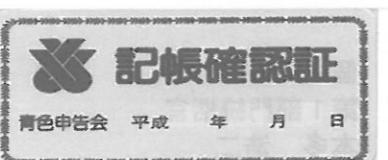
※消費税課税事業者の方は帳簿の記載が無かったりすると税務調査で否認されてしまいます。

②青色申告特別控除65万円を選択されている方

※青色申告特別控除65万円を選択されている方は特に記帳の重要性が求められます。

③パソコンで記帳を始めた方

④新しく申告会に入会し記帳内容に不安のある方



↑
【記帳確認証】

支部・部会総会終了報告

支部・部会総会が下記の日程において行われました。

大森東支部：7月16日（水）	大森西支部：7月29日（火）
新井宿支部：7月28日（月）	馬込支部：7月30日（水）
入新井支部：7月18日（金）	池上支部：7月22日（火）
女性部：7月30日（水）	青年部：8月5日（火）

夏季休暇のお知らせ

9月11日(木)～17日(水)は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程お願いいたします。

平成26年分の譲渡申告書（土地建物の売買や株式等の売買）の取り扱いについて変更がありますのでご注意ください。

青色申告会では税務行政と協力し、確定申告書の早期提出を推進しております。さて、このたび当会定時総会並びに理事会においてご報告させていただきましたが、確定申告期間での相談において譲渡所得に関する部分の取り扱いに変更がありましたのでご連絡申し上げます。

譲渡所得があり、確定申告書での第3表（分離課税）の作成が必要な場合には・・・

★土地建物の売買があり譲渡所得の申告をする方は、事前相談が必要です。

事前指導（譲渡があった日～その年の12月25日までの期間に）を受けていない場合には、確定申告指導期間での対応ができなくなります。譲渡した日が年末などで事前指導が受けられない方やご自身の都合などで事前指導を受けられなかった方は、添付書類を揃え税務署で「譲渡所得の内訳書」を記入の上ご来所ください。「譲渡申告の内訳書」の記入がない場合は申告会では申告書をお預かりすることができません。

★株式等の売買で譲渡申告書の作成が必要な場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で作成していただくことが必要となります。

株式等に係る譲渡所得がある方については必ずご自身で「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を記入の上、添付書類をご持参してご来所ください。

注意：特定口座年間取引報告書の有無を問わず提出用・控えともにご自身で記入していただきます。その他、投資にかかる内容の申告（先物取引・FX等）についてもご自身で計算書などを作成の上ご来所ください。「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入がない場合は申告会では申告書をお預かりすることができません。

また、年末に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入方法についての説明会を開催する予定です。会報等でご案内しますので是非ご参加ください。

事前相談は予約制になりますのでお電話をいただいてからお越しくださいますようお願いいたします。

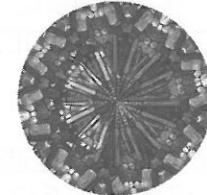
ご予約の際には「譲渡所得の件」とお伝えください。

事業所得並びに不動産所得にかかる決算書の作成指導と確定申告書B表については今迄通り作成指導をいたします。会員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○■△ 女性部便り ●□

手芸教室のご案内

～～～万華鏡作り～～～



梅雨もやっと明け、また暑い夏がやってきました。皆様いかがお過ごしでしょうか？日々健康で、一期一会の出会いを大切にしたいと思っています。是非ご参加ください。

日 時：9月25日（木）13:30～

集合場所：大田文化の森 第4集会室

会 費：500円（非会員800円）

持ちもの：物差し(30cm位)・洗濯バサミ(小3個)・はさみ・鉛筆

申込方法：9月18日（木）迄に女性部役員又は事務局まで

一般社団法人 大森青色申告会

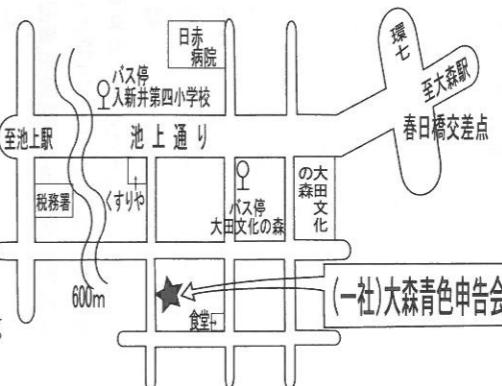
責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

URL: <http://www.oomori-aoiro.org>

Eメール: aoiro-o@nifty.com



時 予 約	無 球
保 険	法 律
相 談	相 談
申 込	申 込
事 務	事 務
順 局	順 局
で 30	で 30
申 分 位	申 分 位

▶都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限ります。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 -  (ペイジマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません (領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「都税の納税等について」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願ひいたします。

(平成26年11月10日(月)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520)

*平成26年9月16日(火)からお問い合わせ先が03-3963-2177に変更になります。

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です		融資対象	年利	返済期間	融資限度額	担保・保証人不要
◎経営上の悩み相談	*従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業サービス業五人以下の法人、個人事業主の方)					
*所得税・法人税・事業税・住民税(予約制・無料)	*窓口専門相談をご利用ください。 *本相談は、経営に関する相談に限定しております。	*法律相談・税務相談・労務相談	一・四五%	七年以内	二千万円	
*会員・非会員の方問わずご利用できます。	いる方	期間受けて事業改善に取り組む方	(七月十一日現在) 支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。	平成二七年三月三一日の日本政策金融公庫受付分まで	運転資金	十年以内



大森税務署長 木下哲

初秋の候、大森青色申告会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、7月の定期人事異動により東京国税局査察部から参りました木下でございます。平成20年には、京橋署において個人担当副署長として、青色申告会には大変お世話になっておりました。前任の吉本署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては、税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、青色申告の普及活動や税の啓蒙活動などについて活発に展開していただいています。九頭見会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意とご努力に対し、心から敬意を表します。

さて、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を達成するためには、納税者サービスの向上と適正な税務調査等の実施が基本であると考えております。

具体的には、e-TaxなどICTを活用し、納税者の皆様に申告・納税

Taxの一層の普及及び定着に取り組んでいるところであり、大森青色申告会の皆様方にも是非e-Taxを利用してください。お願い申し上げます。来年3月の平成26年分の所得税・消費税の確定申告では、税理士先生による代理送信のほか、会員の皆様が、電子証明書付住民基本台帳カードを取得され、ご本人による直接送信により、利便性を実感していただきますようお願い申し上げます。

また、平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となりました。制度の円滑な普及に向け、大森青色申告会の皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、大森青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方の健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

個人課税
第1部門統括官
本多 浩二副署長(総務担当)
飯坂 正春

(一社)大森青色申告会の会員の皆様には、まじめに帳簿をつけて正しく申告納税いただき大変ありがとうございます。会員の皆様が大森会に入っていて良かったと感じられるよう署としても会の研修会等を通じて、ご協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

前任地 東金税務署
出身地 東京都
趣味 ジムで自転車こぎ、山菜を食べる



大森税務署長 木下哲

大森署勤務は初めてとなります。(一社)大森青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。今後も何かとお世話になると思いますが、前任の和田同様よろしくお願いします。

前任地 世田谷税務署 総務課長
出身地 宮城県
趣味 読書